



税

【税の公平性】

納期限内に税を納付された人と納付されなかった人との不公平をなくし税の公平性を保つため、また行政サービスの財源（税収）を確保するために、町では法律に基づき滞納処分（差押え）を行っています。

【納期限内納付】

納税本来の姿は、定められた納期限までに自主的に納付していただくものです。大多数の方がその納期限を守っていただいています。この納期限を守れないと督促などの費用がかかり、納付していただいた町税を有効に活用できなくなります。納期限内納付にご協力下さい。

納期限を過ぎると... 滞納処分!!

【滞納処分】

徴収吏員（税務課徴収職員）には、滞納者の財産・情報などの個人情報調査、滞納処分を行う権限が与えられており、この権限は裁判所等の許可状を必要としません。したがって、徴収吏員は滞納者に対し、法律に基づいて財産（車など・不動産（土地・家屋など）・債権（給料）などの財産の差押えを行い、町税の滞納分にあてます。

納税・滞納Q&A

Q 町税を納付したのに督促状が届きました。なぜですか。

A 次の4つをご確認ください。
① 領収書に記載されている税目、期別などが督促状のものと一致していますか。
② 納期限までに納付していただけましたか。納税者が金融機関などの窓口で町税を納付してからその取納確認ができるまで、銀行ではおよそ1週間、郵便局では7～30日を要します（納付場所によって異なります）。また督促状を印刷して発送するには2～3日を要します。その結果、督促状が行き違いで届いてしまう場合があります。
③ 正しい納付書で納付していただけたか。年度の途中で税額を変更し、あらかじめ納税通知書をお送りしている場合があります。

④ 納付誓約を交わしているかたに対しても督促状が送られます。ご了承ください。

←平成21年度の督促状



納税・滞納Q&A

Q 50ccの原付バイクがずいぶん前からないのに、未だに支払いの用紙が役場から届きます。どうしてですか。

A 廃車の手続きが済んでいないからです。車両の廃車の届出を行わないと、いつまでも税金がかかります。該当されるかたは早急に廃車の手続きを行って下さい。役場では125ccまでの車両の廃車を取り扱っています。それ以上の排気量の軽自動車については、右記の手続き先で廃車手続きを行ってください。なお、軽自動車税の賦課期日は4月1日ですので、廃車の手続きは遅くとも4月1日までに行ってください。



【軽自動車税等の手続き・問い合わせ先】

- ▶ 原付バイク（125cc以下）、小型特殊作業用（農耕用）、原付ミニカー
福智町役場税務課賦課係 ☎ 22-7762
※ 廃車は、各支所でも手続きができます。
- ▶ 125ccを超え250cc以下のバイク
全国軽自動車協会連合会福岡県事務取扱所筑豊分室
飯塚市仁保23-43 ☎ 0948-82-1008
- ▶ 二輪の小型自動車（250ccを超えるバイク）
九州運輸局福岡運輸支局筑豊自動車検査登録事務所
飯塚市仁保23-39 ☎ 050-5540-2080
- ▶ 軽自動車（四輪）
軽自動車検査協会福岡主管事務所筑豊支所
飯塚市仁保23-68 ☎ 0948-82-3508

※ 手続を行うときは、必ず事前に各問い合わせ先に手続方法を確認してください。

←原付バイク（125cc以下）の廃車は、役場税務課に印鑑とナンバープレートを持参して手続きを行います。ナンバーがない場合はお問い合わせください。

納税・滞納Q&A

Q 現在町税を滞納していますが、私の承諾なしで財産を差押えられました。このようなことが許されるのですか。

A 「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差押えなければならない」と法律（国税徴収法第47条）で定められています。したがって財産の差押えは、本人の承諾の有無にかかわらず実施されることになります。税金を納められない事情がある時は、税務課までご相談ください。



納税についてのご案内

口座振替での納付 町税のお支払方法を口座振替にしていると、納付期限月の25日（振替日が休日の場合は翌営業日）に、口座から税金が引落され、納付を「うっかり」忘れる心配がなく、便利で安心です。口座振替は町指定金融機関※でご利用できます。申込手続や引落しには一切手数料はかかりません。税金、使用料等の口座振替を希望される方は、福智町役場本庁、各支所、町内の指定金融機関（九州労働金庫は田川支店）窓口へ備え付けの申込み用紙に必要事項を記入、押印の上、口座振替開始を希望される月の前月までに、口座振替を希望する口座を開設している金融機関か福智町役場本庁、各支所のいずれかに提出してください。
※町指定金融機関▶ 福岡銀行、西日本シティ銀行、田川農協、田川信用金庫、九州労働金庫、ゆうちょ銀行

納税相談 納税に関してご相談がある方は、福智町役場本庁税務課までご連絡ください。

問 福智町役場税務課徴収係・収納対策係 ☎ 22-7762